2．在宅訪問栄養食事指導　利用契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下「利用者」といいます）とイムスリハビリテーションセンター東京葛飾病院（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して提供する在宅訪問栄養食事指導サービスに関し、以下のとおり契約します。また、本契約書末尾の身元引受人欄に署名した者は、本契約に基づく利用者の責務その他の責任について、利用者と連帯して責任を負うものとします。

（契約の目的）

第１条　事業者は、利用者に対し介護保険法・健康保険法・高齢者医療確保法等の関係法令およびこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう在宅訪問栄養食事指導サービスを提供し、利用者および利用者の身元引受人は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

２　事業者は、在宅訪問栄養食事指導サービスの提供をする場合、利用者の要介護状態区分及び被保険者証に記載された認定審査会の意見に従います。

（契約期間）

第２条　この契約の契約期間は＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日から利用者の要介護認定および要支援認定の有効期間満了日までとします。但し、身元引受人等に変更があった場合は、新たに契約を行うことで契約継続とします。

２　心身の状態が改善し訪問看護の必要性がないと医師が判断した場合、又は契約満了日までに、利用者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（身元引受人）

第３条　利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

（1）行為能力者（民法第 20 条第 1 項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

（2）弁済をする資力を有すること。

２　身元引受人は、利用者が本契約上当事業所に対して負担する一切の債務を極度額 20 万円の範囲内で利用者と連帯して支払う責任を負います。

３　身元引受人は、前項の責任のほか、次の責任を負います。

(1)利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するよう協力すること。

４　身元引受人が第 1 項各号の要件を満たさない場合、又は当事業所、当事業所の職員等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第 1 項但し書きの場合はこの限りではありません。

５　身元引受人の請求があったときは、当事業所は、身元引受人に対し、当事業所に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（サービスの提供方法等）

第４条　事業者は、診療録における主治医の指示に従って在宅訪問栄養食事指導サービスを提供し、その実施状況等を診療録へ記載します。

２　事業者は、利用者の身体や日常生活全般の状況および希望を踏まえて、管理栄養士、医師、その他関連する職種が共同して「栄養ケア計画」を作成し、「栄養ケア計画」に沿って在宅訪問栄養食事指導サービスを提供します。

３　作成された栄養ケア計画については、利用者又はその家族にその内容を説明し、利用者の同意を得るものとします。

４　栄養ケア計画を変更する場合は、利用者又はその家族にその内容を説明し、利用者の同意を得るものとします。

５　サービス提供に当たっては、事業所の担当管理栄養士が利用者の居宅を訪問し、栄養管理に関する情報の提供および指導又は助言を行います。

（運営規程の概要）

第５条　事業者の運営規程の概要（事業の目的、在宅訪問栄養食事指導サービスの内容等）は、１．重要事項説明書に記したとおりです。

（サービス提供の記録）

第６条　事業者は、在宅訪問栄養食事指導の実施毎に在宅訪問栄養食事指導記録を作成し、これを契約終了後２年間保管します。

２　利用者及び身元引受人は、事業者の営業時間内にその事務所にて、当該利用者に関する第１項の在宅訪問栄養食事指導記録を閲覧できます。

（利用者負担金及びその滞納）

第７条　サービスに対する利用者負担金は、別紙に記載するとおりです。なお、利用者負担金は関係法令に基づいて定められているものであり、契約期間中にその額が変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

２　利用者および身元引受人が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を２ヶ月以上滞納した場合には、事業者は１ヶ月以上の期間を定めて催告し、その期間内に支払いがない場合には本契約を解除できるものとします。

３　前項の催告を行った際には、事業者は居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した介護支援事業所と協議し、利用者の日常生活を維持するために必要な調整等を行うよう要請するものとします。

４　前項の催告を行った際には、事業者は指示書を発行している主治医と協議し、主治医の了承および必要な協力を要請するものとします。

５　事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第２項に定める期間が満了した場合には、本契約を書面により解除することができます。

（利用者の解除権）

第８条　利用者は、事業者に対し１週間以上の予告期間をもって、いつでも、この契約を解除することができます。

２　身元引受人の前項と同様に事業者にたいして契約を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

（事業者の解除権）

第９条　事業者は、利用者および家族の著しい不信行為(暴言、暴行、セクシャルハラスメントなど)により契約の継続が困難となった場合、その理由を記載した書面により、この契約を解除することができます。この場合、事業者は居宅サービス計画または介護予防サービス支援計画を作成した介護支援事業所または地域包括支援センター等にその旨を連絡します。

（介護保険利用者の契約の終了）

第１０条　次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

１　利用者が要介護（要支援）認定を受けられない場合

２　利用者又は身元引受人から解除の意思表示がなされ、予告期間または契約期間が満了した場合

３　第７条もしくは第９条の規定により、事業者から解除の意思表示がなされた場合

４　次の理由で利用者にサービスを提供できなくなった場合

（ア）　利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院した場合

（イ）　利用者が死亡した場合

（ウ）　その他、在宅訪問栄養食事指導の継続が困難となった場合

（秘密保持）

第１１条　事業者および事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者又は身元引受人若しくはその親族等に関する秘密・個人情報について、利用者等の身体及び生命に危険がある場合などの正当な理由なく、契約中および契約終了後においても第三者に告げることは致しません。

２　事業者は、利用者又は身元引受人から予め文書で同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件下で情報を提供することができます。

（賠償責任）

第１２条　事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

２　利用者および家族が事業者および担当者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、損害賠償が発生することがあります

（苦情対応）

第１３条　利用者、身元引受人又は利用者の親族等は、提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者・介護支援専門員・区市町村等に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

２　事業者は、苦情対応の窓口責任者および、その連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。

（契約外条項等）

第１４条　この契約に定められていない事項については、介護保険法令・健康保険法および高齢者医療確保法等の関係法令の趣旨を尊重し、利用者及び身元引受人と事業者の協議により定めます。

（裁判管轄）

第１５条　この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住居地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

同意に関する署名（記名捺印）は４．同意・署名（記名捺印）へ